

(3) 申告及び処理の状況

区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
	人	千円	人	千円	人	
本 年 分	申 告 額	20,245	1,567,840,392	17,281	159,714,459	6,654
	修正申告による増差額	375	5,548,887	711	1,315,392	290
	更正による増差額	2	184,909	2	66,801	2
	更正等による減差額	205	△ 3,026,524	346	△ 849,424	148
	決 定 額	—	—	—	—	—
	実 20,220	1,570,547,664	実 17,266	160,247,228	※実 6,654	
過 年 分	申 告 額	231	10,771,215	201	3,101,820	111
	修正申告による増差額	2,867	46,753,140	4,499	12,055,187	1,605
	更正による増差額	76	950,568	91	397,002	40
	更正等による減差額	1,324	△ 20,725,202	1,778	△ 6,198,314	737
	決 定 額	16	473,559	16	96,365	8
	実 183	38,223,280	実 259	9,452,060	実 112	
合 計	申 告 額	20,476	1,578,611,607	17,482	162,816,278	6,765
	修正申告による増差額	3,242	52,302,027	5,210	13,370,579	1,895
	更正による増差額	78	1,135,477	93	463,802	42
	更正等による減差額	1,529	△ 23,751,726	2,124	△ 7,047,737	885
	決 定 額	16	473,559	16	96,365	8
	実 20,403	1,608,770,944	実 17,525	169,699,288	実 6,766	

調査対象等：「本年分」は、平成15年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成16年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。
「過年分」は、平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年11月1日から平成16年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成13年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年7月1日から平成16年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。